

平成 22 年 6 月 1 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2006～2010  
 課題番号：18530069  
 研究課題名（和文） 日本資本主義の生成期における動産担保の機能的・史的分析  
 研究課題名（英文） Functional and historical analyses concerning the movables-security in the early period of Japanese capitalism  
 研究代表者  
 関 武志（SEKI TAKESHI）  
 青山学院大学・法務研究科・教授  
 研究者番号：30187835

研究成果の概要（和文）： 横浜港が開港してから民法が施行されるまでの間、資金調達のために利用された担保品は何であり、そこでの取引はどのような形態であったか。これを解明するため、本研究は製糸家が資金調達した場合における担保品と担保契約を考察した。その結果、都市銀行から地方銀行へ、(2)地方銀行から製糸家へ、(3)生糸売込問屋から製糸家へとなされた融資を担保するため、生糸や繭を担保品とした譲渡担保や譲渡質の契約が締結された。

研究成果の概要（英文）： In the period between the opening of the Yokohama sea port and the Japanese Civil Law coming into force, what kind of security rights were used to raise capital, what kind of contracts were there? To answer these questions, this research paper looks at the security rights used by silk producers (seishika) for the purpose of raising capital. As a result, there are the following three cases. (1) Contracts on investing capital by city banks to local banks, (2) contracts on investing capital by local banks to silk producers, and (3) contracts on investing capital by wholesalers to silk producers. In all these cases, thread and raw materials were used as a security in the form of either transferring property title to the creditor (joutotampo) or a pledge of lien (joutoshichi).

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	900,000	0	900,000
2007 年度	800,000	240,000	1,040,000
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
2009 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,400,000	750,000	4,150,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：動産譲渡担保、製糸金融、日本資本主義

## 1. 研究開始当初の背景

維新後の日本が近代化を図って資本主義

国家の基礎を形成するためには、いまだ高度な産業を期待できない当時の経済水準の下

で、直ちに、土地本位制によって資金調達が可能となったわけではない。むしろ、技術的水準や資源の調達をカバーするため、豊富かつ低賃金な労働力を活用することで、夥しい数の家内労働による産業が誕生し、これによって外資を募る生産方式が、国家主導の下で採られてきたはずである。そうであれば、この段階において、産業資本の調達手段は、どのような担保方法の活用によって実現され得たのか。

こうした問題意識に基づいた民法学者による研究は、これまで殆ど試みられてこなかった。

## 2. 研究の目的

本研究は、上述した問題意識に対する一つの解答を、動産を目的物とした担保制度の活用に見出そうとしたものである。すなわち、動産担保の領域を基軸とし、また、経済、金融、社会、法制等の多角的かつ総合的な観点にも着目した上で、いわば多史的な視点に立って分析かつ考察しようとしたものである。

## 3. 研究の方法

(1) 上記2に示した問題意識に対する一つの解決策を、開港後に輸出産業の大宗をなした製糸業（その中でも生糸産業）に着目し、そこでの製糸金融がどのようなメカニズムで実現され、その際における担保取引の目的物は何であって、そこで利用された担保形態はどうであったかについての考察を試みた。

(2) 以上を踏まえて、動産譲渡担保の法的構成を探るための、学理的な考察も行った。

## 4. 研究成果

### (1) はじめに

現行民法が施行される前の明治期では、近代担保制度をわが国は知らなかった。すなわち、明治23年に公布された、いわゆる旧民法は主にフランスの近代担保制度を範として制定されたものの、しかし、同法は施行されるに至らず、これに代わって制定された現行民法は明治31年に施行されたのであるから、明治維新後、この現行民法が施行されるまで、わが国は近代的な担保取引を認識していなかった。それ故、この時代には、旧民法はもとより、現代民法の担保制度にも影響を受けない融資形態の下で、近代化に向けて産業資本の形成が図られてきたと推測せざるを得ない。すると、上記時代における融資は、何を担保に、いかなる形態を採ったのであろうか。

かかる疑問に対する一つの解答を、日本資本主義の生成期に当たり、かつ、民法の施行前であって近代担保制度の影響を全く受けていないか、または、ほとんど受けているとは思えない時代、すなわち、明治初年から同30年代までを対象に、輸出品の大宗をなしていた生糸の生産業（製糸業）に着目することで、当時の製糸業がどのような融資形態の

下で展開していたか、すなわち、いわゆる製糸金融がどのような取引形態をなして実現されてきたものか、という点に解決の糸口を求めようとした。

### (2) 製糸金融の仕組み

(ア) 生糸の産出は、明治10年頃になってから器械製糸が出回り始めたが、それまでは座繰製糸によっていた。この座繰製糸は群馬、福島を中心に産出されたが、その後、長野、山梨を中心とする器械製糸が生糸製造の主流となる。座繰製糸の場合には、農家が生産した生糸を生糸商が買い付け、荷主となって横浜の売込問屋に生糸を運び込むため、個々の農家が生糸の生産に要する費用は大した額に上らず、もっぱら、副業としての労働力のみが当てにされたにすぎない。したがって、生糸商が農家から生産生糸を買い付けるための購入資金を調達する上で、生糸商への融資が必要となった。

一方、器械製糸の場合には、いわゆる製糸家が繭を購入して生糸を生産し、これが荷主となって横浜の売込問屋に搬送した。したがって、製糸家としては、まずは、繭を購入するために莫大な資金を他から調達しなければならなかった。しかも、購入資金に要する費用は、ある一定の期間に集中して調達することが求められた。

(イ) そもそも製糸業を営む上での資本のうち、最も重要なものは流動資本であり、その主なものは生産費用としての原料繭の購入費であった。すなわち、原料繭は、通常、一時において大量（時には1ヶ年分の原料）を仕入れたから、繭代として要する流動資本は極めて多額に上ることとなった。

この大半は借入資本であり、その特徴としては次の諸点が指摘されている。すなわち、大製糸会社を除けば、製糸金融は信用によって行われていたこと、銀行、生糸売込問屋などから製糸家に貸し付けられる資本は、繭代金・賃金等として養蚕業者や工女などに渡り、これらの者から、さらに預金、肥料代、労銀等として放出されるという系統を辿る。これに対し、製糸資金の回収系統は以上とは異なり、輸出生糸の場合では、横浜（のちには神戸も）において、生糸代金を生糸売込問屋が生糸輸出商から受け取り、繭出回りの間は購繭資金として製糸家に渡り、この出回り終了後において生糸売上代金が、製糸家の手を経ないで銀行や生糸売込問屋等に回収されること、繭は5月下旬から11月上旬に架けて生産され、繭の出回る時期を除いてはこれを購入することが困難となるため、製糸資金の放出は極めて季節的であること、生糸の輸送に際し、銀行は荷為替手形の割引をする一方、生糸売込問屋は生糸の販売を託されるが、その際、生糸は、製糸金融上、担保として重要な働きをしたこと、生糸代金の

支払は現金払であり、製糸家は出荷に際して荷為替の取組みをなし、地方銀行で割引をするため、生糸代金の回収は至極確実であったこと、原料となる繭は、通常、繭が出回る時期に購入されるので、購繭資金は短期間に多額を要したこと、製糸資金は、製糸経営が危険性を孕み、製糸家の資金は乏しく、かつ、一時に多額を要すること、そして、生糸売込問屋の手による金融が少なくなかった反面、金融業者の製糸業に対する理解が乏しい時代もあったことなどが原因で、銀行による貸付は他に比して金利が高いのを普通としたこと、などである。

(ウ) 中央銀行による繭の購入資金の融通は概して間接的であり、地方銀行と生糸売込問屋が製糸家に対して原料資金の大部分を供給する、という形態であった。

まず、売込問屋は、製糸家から委託を受けて輸出商に生糸を販売し(いわゆる委託販売)、荷主である製糸家に対して製糸資金を提供した。すなわち、製糸家が集まって結成した製糸結社を主とする荷主を相手に、売込問屋が行った金融はすでに明治初年からなされていた。とはいえ、これが一般化するに至るのは明治10年代以降のことであったと言われている。その仕組みは、要するに、製糸家が地方銀行その他で荷為替を組み、横浜の売込問屋がその立替払をして生糸を入手し、輸出商に売り込んでその代金から立替金を回収する、というものである。この融通によって得られる利子は売込問屋の重大な収益になった、とされも言われている。こうした売込問屋による資金提供(いわゆる前貸金融)について、明治16年7月1日より施行された「横濱生絲賣込問屋申合規則」(16年規則)には、売込問屋の業務(5条)に関するほかに、この前貸金融についても申し合わせがなされていた(8条)。この規則はその後に何度か修正が施されたが、このうち、5条に関する明治30年2月5日の修正規則(30年規則)は重要である。

なお、売込問屋の製糸家に対する前貸金融の方法としては、生糸が製造される前に資金提供がなされる、いわゆる前貸金貸与という方法のほかに、荷為替立替、無為替荷物立替という2つの方法があった。そして、明治10年代にあっては、荷為替立替金が主体をなし、無為替荷物立替金がこれに続いたのに対して、この方法は生糸の輸出が好調となった明治20年代に入って行われるようになり、しかも、これがその後ますます発達することとなった。この前貸金の最も重要な用途は購繭資金への充当にほかならなかった。

ところで、明治10年代の貸与には、生糸担保の借受けが多かった。また、同20年代になって約束手形を用いた資金調達の場合

でも、生糸は手形債権の担保として扱われていた。かようにして貸付を受けた製糸家は、土地建物を担保としたり、信用で地方銀行から資金を借り入れたが、それとともに、彼等は売込問屋からの前貸金をもって繭を購入し、その繭を担保品に地方銀行から多額の資金を借り入れ、さらに繭の買付けをしたのであった。こうした方法は明治20年代から行われた、と言われている。

また、為替手形を用いることで製糸家が貸付を受ける方法の下でも、生糸は担保品として扱われた。すなわち、製糸家は生糸を製造すると、これを売込問屋に送荷する際に荷為替を組み、地方銀行に対して割引を依頼した。売込問屋はこの荷為替について期日に支払うため、結局、製糸家に代わって為替金の立替えをした。つまり、売込問屋は、生糸の送付を受ける過程でも、製糸家に対して資金を融通してもいた。この荷為替金融は前貸金貸付とは一線を画して扱われることが少なくなかったが、しかし、かかる取引によっても製糸家には資金調達が可能となり、しかも、ここでも、売込問屋へ送荷する際には生糸が担保物として扱われていた。

以上に述べたことから分かるように、製糸家が売込問屋から製糸資金を調達する上で、生糸は担保物として極めて重要な物件であった、という事実を指摘することができる。

(I) 次に、地方銀行による製糸資金の貸付についてである。

製糸家は、売込問屋から融資を受けるほかに、各地の銀行からも製糸資金を調達した。明治10年、繭・生糸の代表的な集散地であった長野県小県郡上田町に設立された第19国立銀行は、創立当時、荷為替(特に生糸荷為替)と商人(特に生糸繭商人)への貸付を重要な業務とした。当銀行による貸出としては生糸担保と無担保が多く、明治13年末の貸付残高における内訳を見ると、有価証券担保と不動産担保がそれぞれ6%、雑品が5%であったのに対して、生糸その他は50%であり、信用貸しは33%であった。

ところで、長野県の地方銀行のうち最も製糸金融に熱心であったのは、上述した第19国立銀行であったが、このほか、第63銀行、信濃銀行、信州銀行なども同様にして製糸資金の貸付を行った。また、地方銀行が原料繭を担保とした製糸金融の状況は、同じく製糸業が盛んであった他県においても少なからず見受けられるところであった。明治40年頃の繭貸付金額の約4分の3は、地方銀行その他の貸付額であったとする推測もなされている。また、大正元年頃の調査結果ではあるが、たとえば、長野県と同様に器械製糸業を主とした山梨県では、製糸資金の多くを供給した地方銀行として若尾銀行、第10銀行、有信銀行などが挙げられ、貸付は約束手形を

用い、信用貸しと担保貸しの割合が相半ばしていた。

この点、座繰製糸業の中心県であった群馬県、福島県などでは、製糸家は主として自らが収繭をして繰糸を行ったので、原料繭の購入資金に対する需要は少なかった。それでも、群馬県では第39銀行、群馬商業銀行、上尾物産銀行、横浜第2銀行前橋支店、茂木銀行前橋支店などが貸付を行い、たとえば、第39銀行における製糸資金の貸付額は、8割程度が繭を担保に振り出された約束手形を通してであった。

要するに、生糸荷主(製糸家または生糸商)は、まず、売込問屋から資金の前貸しを受けて繭を購入し、これを担保に入れて地方銀行から資金を借り入れ、なおも繭を購入して生糸を製造したのであった。まずは売込問屋からの融通を受けたのは、売込問屋による貸付金の利子の方が地方銀行のそれよりも低率であったからであり、製糸家としては、最初に地方銀行からの貸付金を返済し、その上で、売込問屋に対する返済に及ぶというのが通常であった。

### (3) 担保形態

(ア) 売込問屋の間による申し合わせであった、上述の16年規則と30年規則に対する分析を踏まえたならば、次のことが明らかになる。すなわち、売込問屋が委託販売として託された担保品としての生糸は、売込問屋が占有して管理した。それ故、売込問屋が有する担保権は、民法352条以下に定められたところの動産質に近い性質のものである、と解することが一応は可能である。

しかし、これを単に動産質と同視すべきではないことは、前貸金の回収ができなかったときに、売込問屋に与えられ権能から明らかである。すなわち、売込問屋には、自らが占有する生糸の私的処分権能が予め与えられており、この処分によって得られた売却代金からの回収が確実であった。この点、民法上の動産質は、純粹に、交換価値を支配した担保権として法律構成されてきており、これとの関連で、動産質権の実行としての質権者による処分には制約が課されている(民354条)。ところが、売込問屋は「勝手ニ」生糸の処分が可能であるとされているなど(16年規則12条、30年規則11条) 売込問屋の債権回収は極めて強固なものであった。

したがって、売込問屋の担保権を法律構成するならば、それは譲渡質であったと解するのが妥当である。

(イ) 次に、地方銀行が製糸家に対して資金提供した、という場合における回収についてである。

そもそも長野県、山梨県を中心に発達した器械製糸業では、原料となる繭の購入時期に多額の資金を要し、これを自己資金で賄うこ

とは困難であったため、上述してきたように、その多くを生糸売込問屋や地方銀行に頼らざるを得なかった。すなわち、中央銀行から融資を受ける製糸家が一部には存在したが、しかし、大勢はそうではなかった。

このような製糸家に対して資金を提供した地方銀行が担保品として当てにしたのは、やはり繭と生糸であった。その状況を示した史料等には、繭の「質入」とか、繭(ないし生糸)の「抵当」という語が多用されているが、そこでの担保形態が、文字どおり、質権とか抵当権を意味しているわけではない。というのも、地方銀行は、提供された繭を製糸家の倉庫に保管させたり、委託した倉庫業者に保管させたが、その一方で、製糸家は繭を用いて製糸するときは、地方銀行の許可を得て繭を倉庫から搬出し、また、生糸として出荷するときは銀行は、上述したように、生糸を担保に取り、荷為替を組んだ上で、横浜への送荷を許したからである。

このような担保形態は、繭が担保品であるときは特定動産の譲渡担保ないし譲渡質にほかならず、また、生糸の場合であれば、流動動産の譲渡担保に当たるものであった。

(ウ) 以上に述べてきたように、開港後、民法施行前の時代には、動産(その中でも繭と生糸)が圧倒的に担保物件として活用され、そこでの担保形態は、譲渡担保ないし譲渡質の方法が採られていた。しかも、流動動産譲渡担保や流動動産譲渡質という形態も見られたのである。そして、このような担保形態が、日本資本主義の生成にとって、極めて重要に機能した、ということを指摘することができる。

### (4) 動産譲渡担保の法的構成

(ア) 動産譲渡担保の法的構成に関しては、これまで種々の考え方が学説によって提唱されてきた。その骨子は、要するに、いわゆる所有権的構成の立場を前提に、信託的譲渡説がかつての学説を支配していたが、その後、担保権的構成の下で、二段階移転説、物権的期待権説、担保権説、抵当権説などと称される多様な見解が有力に主張されることとなった。そして、現在における実体法学者の立場としては、もはや、担保権的構成に従うことで大勢は一致している状況にある。

(イ) ところで、譲渡担保の目的動産に対する処分行為の形態に着目したならば、公判裁判例における事案に関しては、いくつかの類型に分類することが可能である。その一つは、動産の原所有者であるAが当該動産をBとCに二重に売却し、BとCはそれぞれ占有改定の方法で引渡しを受けたなど、目的動産が二重に譲渡されたものの、当該動産は譲渡人が現に占有を継続していて占有状態には変更がない、という事案である(二重譲渡型)。

また、公判裁判例には、所有者の意思に基

づいて動産の占有を受託している受寄者（または賃借人など）が、当該動産を第三者に売却したものの、受寄者等が依然として当該動産を現に占有しているなど、占有の受託者が目的動産につき譲渡行為に及び、譲受人は占有改定の方法で引渡しを受けたにすぎない、という事案を扱ったものも存在する（受託者処分型）。この類型についても、動産譲渡担保に係わるケースとしては、たとえば、上記の占有受託者が、自らの債権者との間で、当該動産を目的物とした譲渡担保契約を締結し、この債権者は占有改定の方法で引渡しを受けたなどの場合が、ここでの受託者処分方に含まれることになる。

一方、上述した2類型のほかに、裁判例には、二重譲渡型と受託者処分型の各々に見られる特色が混在している、という事案も少なからず散見される（混合型）。たとえば、原所有者であるAがBに占有委託した動産をAはCに譲渡したが、Bはこの動産をDに譲渡してDが占有改定の方法で引渡しを受けたとか、Bが原所有者Aから委託されて占有している動産をCとDとに二重に譲渡し、このCとDの各々が占有改定の方法で引渡しを受けた、などの場合である（この場合におけるCとDは、ともに、所有権の譲受人同士であるため、ここでのC・D間について対抗関係を認めれば、上記の場合には二重譲渡型に属する事案としての特色を含んでいる。しかし他方で、A・B・D間に着目したならば、BからDへの所有権移転という関係は受託者処分型に見られる法律関係であるため、この類型との共通性を認めることも可能である。のみならず、上記の場合においても、そこでのA・B・D間に存する関係に着目すれば、この場合も等しく受託者処分型に属するものと捉えることができるが、その反面、CとDはBを起点とした二重譲渡の関係に当たるため、かかる関係を重視したならば、このは二重譲渡型に含めて扱うことができる。)

以上を前提に、裁判例の状況を纏めると、そもそも、所有権そのものの即時取得を觀念している裁判例の立場は、動産譲渡担保の法的構成について、いわゆる所有権的構成と親和的な関係にある。

(D) 次に、集合動産譲渡担保に関する裁判例についてはどうか。

これに関する公判裁判例は少なく、二重譲渡型としては、現時点で6件の裁判例を挙げ得るにすぎない。また、受託者処分型と混合型に関する裁判例も存するが、それぞれ、1件ずつが公刊されているだけである。

これらを対象に分析すると、公判裁判例のうちには、担保権的構成を採っているものがある一方で、反対に、いわゆる所有権的構成に従っているものも見られないわけではな

い。

(H) 以上の分析結果を踏まえると、次のように纏めることができる。

二重譲渡型、受託者処分型及び混合型の3つに大別した上で、さらに、各事案の特色に応じた区分に従って裁判例を整理すると、たとえば、譲受人に対する所有権の即時取得が問題になっている事案もあれば、本来、直接占有の取得が本質的でない譲渡担保権者が即時取得を主張するという場合もあり、そこでの目的動産が特定動産であるときは、いずれの事案であっても、所有権の即時取得を認めない解釈を裁判実務は採用してきている。

これに対し、目的物が集合動産の場合かどうか。裁判例は占有改定の方法による引渡しに止まるときの即時取得を否定する。しかし、そもそも集合動産の場合には、目的物そのものが処分される対象となっているため、いわゆる特定動産の場合とは同列に論ずることは適切でない。このような視点から裁判例を見ると、譲渡担保の法的構成については、目的物が特定動産の場合と集合動産の場合とは、それぞれ異なる解釈が採られているように思われる。すなわち、前者の動産に関する事案を扱った裁判例は、所有権的構成に親和的であるのに対して、後者の動産に関する事案では、裁判実務は担保権的構成と整合的な立場にあると解することができる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計0件)

研究成果を公表するための原稿を現在執筆中である。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

関 武志 (TAKESHI SEKI)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号： 30187835